

令和 7 年度大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：児童クラブ 1 種補助員・2 種補助支援員 児童クラブ課】
(二次募集)

令和 7 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集人数

20 名程度（大津市児童クラブガイドライン指導員配置基準に基づき、通所児童数にあわせて雇用）

2. 募集職種 1 種 児童クラブ補助員

2 種 児童クラブ補助支援員

※資格の有無により 1 種、2 種に分かれます。

※次の資格を有する者は 2 種補助支援員として採用する。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項一～十に該当する者（保育士資格、社会福祉士資格、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許、児童厚生員資格、大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者等）

3. 業務内容

- ・放課後児童健全育成事業による夏季休業期間の小学生の保育

大津市立児童クラブ 37 ヶ所の児童クラブ保育業務・保護者との連携及び児童クラブの用務など必要とする仕事（子どもの出席確認、遊び（屋内遊び、屋外遊び：ドッジボールなど）や基本的な生活習慣の確立に向けた援助、子どもの健康管理・安全の確保、清掃など）

4. 応募対象

大津市立児童クラブ（大津市内 37 箇所）で勤務できる方

※地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した人

5. 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書
- ③ 資格（放課後児童支援員、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、児童厚生員、社会福祉士）を有する場合は資格証の写し
- ④ 社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学及び体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを証する書類の写し
- ⑤ 筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】令和7年6月23日（月）17時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時）

【連絡先】大津市こども未来部 児童クラブ課

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2776

6. 選考日時及び選考会場

令和7年6月25日（水） 集合時間 13時30分～17時（予定）

（集合時間は応募者と調整の上、決定いたします。）

場 所 大津市役所 別館1階 児童クラブ課

7. 選考方法

筆記試験及び面接試験

8. 結果の発表

受験者本人宛に、可否通知を発送します。

9. 勤務条件

任用期間	令和7年7月19日（土）から令和7年8月31日（日）または令和7年8月1日（金）から令和7年8月31日（日） 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日に到達するまで）を条件付とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	☐ 原則あり ☒ 原則なし
勤務地	大津市立児童クラブ（大津市内37箇所）のいずれか
勤務地変更の可能性	1 あり 2 なし
勤務日	① 週5日（月曜日～土曜日のうち5日） 週35時間 ② 【ア】週5日（月曜日～土曜日のうち5日） 週30時間 【イ】週6日（月曜日～土曜日） 週30時間 ③ 週3日（月曜日～土曜日のうち3日） 週15時間
休日	日曜日、国民の祝日

勤務時間	① 週 35 時間勤務（1 日 7 時間×週 5 日） 8 時～19 時の間でシフトによる 7 時間勤務 休憩 60 分 ② 週 30 時間勤務 【ア】 週 5 日勤務（1 日 6 時間×週 5 日） 8 時～19 時の間でシフトによる 6 時間勤務 休憩 60 分 【イ】 週 6 日勤務（1 日 5 時間×週 6 日） 8 時～19 時の間でシフトによる 5 時間勤務 ③ 週 15 時間勤務（1 日 5 時間×週 3 日） 8 時～19 時の間でシフトによる 5 時間勤務
基本給	①～③共通 1 日 7 時間勤務 1 種補助員 （時差加算あり）：日給 9,141 円～9,657 円 （時差加算なし）：日給 9,001 円～9,516 円 2 種補助支援員（時差加算あり）：日給 9,896 円～10,510 円 （時差加算なし）：日給 9,756 円～10,370 円 1 日 6 時間勤務 1 種補助員 （時差加算あり）：日給 7,835 円～8,277 円 （時差加算なし）：日給 7,715 円～8,157 円 2 種補助支援員（時差加算あり）：日給 8,482 円～9,009 円 （時差加算なし）：日給 8,362 円～8,888 円 1 日 5 時間勤務 1 種補助員 （時差加算あり）：日給 6,529 円～6,898 円 （時差加算なし）：日給 6,429 円～6,797 円 2 種補助支援員（時差加算あり）：日給 7,069 円～7,507 円 （時差加算なし）：日給 6,968 円～7,407 円 ※本市児童クラブ職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当【対象要件あり】、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険・雇用保険	任用期間が 3 1 日以上かつ週の所定勤務時間が 2 0 時間以上は雇用保険加入 社会保険加入なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月 20 日 ・シフトあり：月の半分以上について月～土のうち様々な曜日及び異なる時間帯に勤務可能な場合 ・シフトなし：固定曜日及び固定時間帯での勤務となる場合